

加古川市立公民館の実習負担金徴収要綱

令和7年4月1日

教育指導部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立公民館における実習生の実習負担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入義務者)

第2条 実習負担金の納入義務者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の長とする。

(実習負担金)

第3条 実習負担金の額は、実習生1人につき1日1,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を最低金額とする。ただし、特別の事情によりこの額により難いときは、市長と大学の長が協議のうえ、これを定めることができる。

(実習負担金の徴収)

第4条 実習負担金は、実習期間終了後又は実習の取り消しがあった場合は取り消し後の1ヶ月以内に、市長が大学の長に対し様式第1号により請求する。

2 前項の請求を受けた大学の長は、市長が指定する期日までに実習負担金を納付しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第5条 市長は、公民館の管理運営上必要と認める場合において、実習の受入れを地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者に前項の業務を行わせている場合における第3条、第4条の規定の適用については、同条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

年　月　日

様

(請求者)

実習負担金請求書

加古川市立公民館の実習負担金徴収要綱第4条第1項に基づき、下記実習負担金を
請求いたします。

記

1 請求額 金_____円

2 請求額の内訳

実習期間 年　月　日から　月　日までの　日間

にかかる実習負担額

日額　円　×　人　×　日間　＝　円

3 納付期限 _____年　月　日

以上